

## 第 5 章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

## (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）

## ◎量の見込み

- ・平成 30 年度の子育て支援センター（4 施設）の利用者の合計数「52,230 人」に対し、子どもの将来人口推移の減少率をかけて算出。
- ・将来人口推移（0～6 歳）は、コーホート変化率法により推計を行った。

## &lt;量の見込み&gt;

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	50,610	49,192	47,667	46,522	45,451

## ◎確保の考え方

- ・子どもの減少により利用者数の減少が見込まれるものの、子育てに関する情報提供や相談などの子育て家庭への総合的な支援を行う環境を整えるため、既存の施設数を維持していく。

## (2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

## ◎量の見込み

- ・ニーズ調査の数値をそのまま利用

## &lt;量の見込み&gt;

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育必要	33,541	31,535	30,653	29,780	29,766
それ以外	10,533	9,903	9,626	9,352	9,348
計	44,074	41,438	40,279	39,132	39,114

## ◎確保の考え方

- ・幼稚園利用者を対象とした一時預かり事業により対応する。
- ・保育の必要性のある世帯に関するニーズが増えているので、対応する日や時間の拡大を促し、利用しやすい環境を整えていく。
- ・幼児教育無償化に関する情報提供も含め、保育コンシェルジュ等による適切な利用案内を行っていく。

## (3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

## ◎量の見込み

- ・ニーズに対して実利用は 1/10 程度であることから、算出された数値の 1/10 を量の見込みとする。

## &lt;量の見込み&gt;（3 事業合算）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
5,796	5,612	5,476	5,345	5,296

※ファミサポ H30 年度実績 登録会員数 1,239 人に対して実利用会員数 88 人で利用率は 7.1%  
（実利用会員が利用した延べ回数は 6,560 回で、1 人あたり利用数は 74.5 回）

## ◎確保の考え方

- ・「一時預かり事業」または「ファミリー・サポート・センター事業」で対応する。

- ・ニーズ調査から、「不定期の就労」による利用希望が31.1%あることから、保育コンシェルジュや子育て支援センターによる適切な状況の聞き取りにより、通常保育や、幼稚園の一時預かりの利用も含め案内する。
- ・保育所における一時預かり事業に加え、小規模保育や認可外保育施設への事業実施施設の拡大を進め、利用しやすい環境を整えていく。
- ・ファミリー・サポート・センターの平成30年度の利用者は6,560人であり、平成29年度の6,234人から微増しているものの、令和元年度4～9月までの利用実績は平成30年度と比較し減少していることから、利用実績と人口減少の推移を加味し、平成30年度の利用実績を確保できる体制を維持していく。
- ・子どもの人口の減少が見込まれるものの、支援会員の年間の活動回数が増加していることや依頼件数も一定数見込まれることから令和6年度までの横ばいの数値を見込み値とする。

#### (4) 病児・病後児

##### ◎量の見込み

- ・現計画の量の見込み（計画値）と実際の利用状況（実績値）を加味し、H30ニーズ調査の数値を踏まえて量の見込みを算出

##### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,618	4,471	4,364	4,260	4,221

##### ◎確保の考え方

- ・「病児・病後児保育事業」で対応する。
- ・現在「病児保育施設」が1か所、「病後児保育施設」が2か所あり、利用状況も若干減少気味ではあるが、広域利用も含めた潜在的な需要はあるものと捉えており、中心市街地への誘導も含め、利用し易い環境を整えていく。

#### (5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

##### ◎量の見込み

- ・平成30年度実績を基準年度とし、平成30年度実績6,560人から未就学を差し引いた人数を量の見込みとして算出する。

##### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,674	2,674	2,674	2,674	2,674

##### ◎確保の考え方

- ・令和元年度4～9月までの利用実績が平成30年度と比較し減少していることや、子どもの人口の減少により依頼会員も減少すること見込まれるものの、支援会員1人あたりの活動回数がここ数年増加しているという利用件数の増加の要因を加味し、平成30年度の利用実績を確保できる体制を維持していく。

## (6) 利用者支援事業

### <量の見込み>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型（箇所数）	5	5	5	5	5
母子保健型（箇所数）	1	1	1	1	1

### ◎確保の考え方

- ・現計画がスタートした平成27年度以降、市内4か所の子育て支援センターのほか、保育課窓口には保育園・幼稚園等の利用に係る専門相談員（保育コンシェルジュ）を配置したことに加えて、保健センター内に「子育て世代包括支援センター はっぴい」を開設し、妊娠期から子育て期における相談窓口を開設してきた。
- ・今後もニーズを捉えながら、これら既存の体制を維持しつつ、必要な世帯がより利用し易い環境となるようサービスの向上に努めていく。

## (7) 妊婦に対する健康診査

### ◎量の見込み

- ・平成30年度までの実績に基づき算出している。

### <量の見込み>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数	1,260	1,235	1,210	1,186	1,162
健診回数	14,220	13,936	13,657	13,384	13,116

### ◎確保の考え方

- ・妊婦健康診査は、厚生労働省の示す「標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について」に基づき、医師や助産師が実施することになっており、本市では、妊娠初期から出産に至る健診について必要な回数分の費用補助（14回分）を確保していく。

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### ◎量の見込み

- ・平成30年度までの実績に基づき算出している。

### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,115	1,059	1,006	956	908

### ◎確保の考え方

- ・乳児の健全育成を図るため、児童福祉法に基づき、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。複雑化している支援の実施内容に基づき実施体制についても量の確保をしていく。

## (9) 養育支援訪問事業

### ◎量の見込み

- ・精神疾患及び知的障害を抱える人の増加に伴い、障害サービスに早期につながるようになったため減少を見込んだ。

### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10	10	10	10	10

### ◎確保の考え方

- ・支援を必要とする家庭数に応じた委託団体を確保する。

## (10) 放課後児童健全育成事業

### ◎量の見込み

- ・小学生の保護者を対象としたニーズ調査から、保護者の現在の就労状況及び今後の就労見込により、潜在的なニーズを含めて量を見込んだ。

### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,129	2,092	2,021	1,962	1,858

### ◎確保の考え方

- ・量の見込みに対して、受け入れ可能となるよう施設の整備を行っていく。潜在ニーズが早期に顕在化して定員が不足する場合は、放課後の時間だけ特別教室を借りるなどして、定員を確保する。

## (11) 延長保育

### ◎量の見込み

- ・ニーズ調査の数値をそのまま利用

### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,163	1,126	1,099	1,073	1,063

### ◎確保の考え方

- ・必要な保育定員の確保のために行う保育所等の整備に合わせて、必要量を確保する。
- ・令和2年度当初で市内保育所等の91%に当たるは41施設で延長保育を実施している。

## (12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ◎量の見込み

- ・ニーズ調査において、保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になったと回答した人は0人である。
- ・ニーズ調査の数値をそのまま利用する。

### <量の見込み>

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	0	0	0	0

◎確保の考え方

- ・ニーズ調査結果により量の見込みは「0」とするものの、児童相談所による一時保護や、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業などにより、多様なニーズに対応できるサポート体制を整えていく。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具その他の実費負担を助成する事業。

幼児教育無償化の開始に伴い開始した、新制度に移行していない幼稚園利用者に対する副食費に対する助成を含め実施。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した施設設置や運営を促進するための事業。

必要に応じて、設置運営事業者の公募を行うなど、多様な事業者の参入を進める。